

最高裁判所 契約監視委員会 議事概要

開催日等	令和8年7月30日（木） 最高裁判所中会議室
委員	委員長 野澤正充（立教大学法学部教授） 委員 山内久光（弁護士） 委員 佐々木伸（元会社員）
対象期間	令和7年10月1日～令和8年4月1日
契約の現状等の説明	令和7年度下半期における契約状況について
個別審議案件（5件）	契約件名：ウェブ会議用機器の購入 契約金額：6,457,000 円 契約締結日：令和7年10月27日 契約方式：一般競争入札 契約庁：最高裁判所
	契約件名：裁判員制度の運用に関する国民一般の意識等調査業務 契約金額：9,999,000 円 契約締結日：令和7年11月4日 契約方式：一般競争入札 契約庁：最高裁判所
	契約件名：裁判所職員採用広報支援業務 契約金額：4,950,000 円 契約締結日：令和7年12月23日 契約方式：随意 契約庁：最高裁判所
	契約件名：裁判事務における生成 AI 利用の将来検討にむけた検証支援 契約金額：4,950,000 円 契約締結日：令和8年1月7日 契約方式：一般競争入札 契約庁：最高裁判所
	契約件名：通信傍受法用システムの保守等 契約金額：14,813,700 円 契約締結日：令和8年4月1日 契約方式：一般競争入札 契約庁：最高裁判所
委員からの意見・質問	別紙のとおり

等、それに対する回答等	
次回抽出委員の指定	佐々木委員を次回委員会における審議案件抽出委員に指定
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし
その他の	次回委員会の開催日は、追って日程調整する旨、確認した。 なお、開催方法については、言及していない。

(別紙)

意 見 ・ 質 問	回 答 等
1 個別審議案件 (1)ウェブ会議用機器の購入 (問) 令和5年度、令和6年度の同様の調達の契約金額はいくらだったか。 (問) 参考品と比べて著しく低廉なスピーカーが納品されているが、品質に問題はないか。 (2) 裁判員制度の運用に関する国民一般の意識等調査業務 (問) 令和5年度及び令和6年度は参考見積金額より低い金額で入札が行われているところ、令和7年度は参考見積金額と同額で入札が行われているが、入札金額がそのようになった理由につき受注者に確認は行っているか。 (意見) 仕様書の内容や入札参加資格が厳しすぎるようには思えないが、一者入札となっているのは、国民の裁判員制	(答) 令和5年度については今年度の参考品の業者のスピーカーが納品されており、契約金額は今年度の予定価格と近似の額となっているが、令和6年度については今年度納品されたものと同じ業者のスピーカーが納品されており、契約金額は相当低廉な額となっている。今後は予定価格積算の際に過去実績も参照し、乖離がある場合の調整方法についても検討していきたい。 (答) 大手の通販サイトでの製品の評価が高いことや、賞を複数受賞しているところから信頼できる製品であると考え、整備することとしたものであり、品質に問題はないと考えている。 また、機器整備後も整備庁から運用上の問題は報告されていない。 (答) 受注者に確認はできていないが、参考見積金額と同額の入札ではあっても、まだ他社の参考見積金額よりは相当低い金額となっている。

度への意識の低下が遠因となっているのではないか。 (問) 受注者の入札金額の内訳は確認しているか。 (意見) 調査業者は沢山あるので、一者入札となっているのは仕様や金額が原因と思われる。仕様や予定価格の見直しを行うことで、入札に参加する業者も出てくるのではないか。 (3) 裁判所職員採用広報支援業務 (問) 受注者以外に仕様を満たせる業者が存在しない理由は何か。 (問) 今後も同様の業務を実施していくのか。 (問) 令和6年度の採用広報動画を本件の受注者に発注した理由は何か。 (4) 裁判事務における生成 AI 利用の将来	(答) 物件費、調査費、報告書作成費等が積み上げられて入札金額となっているものである。 (答) 他の就職支援業者のウェブサイトも確認したが、本件業務の要件としている若年層の就職意識調査を行っているのが受注者しかいなかったほか、令和6年度に調達した採用広報動画のアナリティクスを分析の材料として使用できるのが受注者しかいなかったことが主な理由である。 (答) パンフレットの作成については今後も実施することになるが、本件業務の全てにつき実施するかは今後検討していくこととなる。 (答) 作成した動画を就職情報サイトで公開することができること、動画について裁判所にも利用権が認められることを要件としていたところ、本件受注者しか該当がなかったため、性質随意契約を行ったものである。
--	---

検討にむけた検証支援 (問) 本件受注者の工数が他業者よりも低い理由について、蓄積している既存アセットの流用等が挙げられているが、これ以上の分析はないか。 (5) 通信傍受法用システムの保守等 (問) 入札参加資格は厳しすぎるものとなっていないか。 (問) 保守対象のシステムは本件受注者が開発したものか。 (問) システムを開発した業者以外で実際上保守ができるのかという点を考えると、本件は入札にそぐわない案件なのではないか。	(答) 低入札調査報告書の中には、受注実績として本件類似の検証支援業務を多数行っている旨の記載もあったことから、既存アセットの流用による工数の削減という説明は妥当であると考えた。 (答) 本来的な等級は C 等級であるところ、本件業務では参加者が僅少となることが予想されたため、A 等級及び B 等級も追加している。 (答) そのとおりである。 (答) 受注者以外の業者からも、参考見積書は提出されているため、受注者以外が履行できない案件とは考えていない。しかし、当該参考見積書は、習熟にコストがかかること等から、受注者のものより相当高額となっており、結果として当該業者は入札にも参加してきていないのが実情である。 以 上
--	---